

腎不全医療に関する情報提供体制整備事業

公募要領

令和 8 年 1 月

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

# 腎不全医療に関する情報提供体制整備事業

## 公募要領

### 1. 目的

緩和ケアの体制はがん領域を中心に整備が進められてきたが、非がん領域については課題が残っている。特に腎不全患者の症状緩和に関するケアについては、腎不全患者の治療選択のための情報の不均衡といった課題がある。また、腎疾患診療においては患者側が病院を選択する際に各病院の対応可能な診療がわかりにくいくことや、腎疾患治療に関する情報源の不足という課題がある。

これらの課題を踏まえ、本事業では緩和ケアを含めた腎不全治療に関する正しい情報等を提供する体制整備を目的とする。

### 2. 応募の資格

以下の（1）～（8）の全ての要件を満たす法人格を有する団体であること。

- (1) 本事業に関する事務処理等を適切に実施する能力を有すること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- (3) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 腎不全医療若しくは緩和ケアに関して、学術研究や教育等を実施する団体であること。
- (7) ウェブサイトにより広く国民に向けた医療に関する情報発信・普及啓発を実施している実績があること。
- (8) 関連学会と連携して取り組むことができる体制が構築できること。

### 3. 事業内容等

#### (1) 事業内容

- ① 本事業専用のウェブサイトを構築し、②以降で収集・作成した情報等について公開を行う。
- ② 腎不全に伴う症状の緩和ケア、腎疾患、透析療法（在宅血液透析、腹膜透析、腎移植含む）等に係る最新の知見に基づいた正しい情報の収

集を行う。

- ③ 各医療機関が対応できる腎疾患に対する治療・検査（腎疾患の専門的外来診療、専門的入院診療、緩和ケア、腹膜透析、腎移植、腎生検、腎代替療法選択自己決定支援、多職種によるCKD療養指導等）の可否や診療実績等を把握し、医療機関情報リストを都道府県毎に作成する。原則として全都道府県における情報を収集する。
- ④ ②及び③について、定期的に最新情報の確認を行い、ウェブサイトの更新を実施する。今後の持続可能性も考慮した長期的な計画をたてること。
- ⑤ その他、患者が治療や受診する病院を選択する際や、医師が紹介先を選択する際に役立つ情報を収集し、ウェブサイトで公開を行う。
- ⑥ ワーキンググループ（WG）の設置・開催  
本事業を円滑に進めるため、関連学会で構成されるWGを設置し検討を行うこと。WGでは、業務を進めるに当たっての検討課題について議論を行い、会議での意見を踏まえ、検討を進めることとする。

○ 委員の選定

WGの委員は6名以上を予定している。会議でのテーマ案も踏まえながら委員について提案を行い、健康・生活衛生局がん・疾病対策課（以下、「がん・疾病対策課」という。）の担当者が了解した委員に委嘱手続き等を行うこと。

○ WGによる会議の開催

本会議は3回以上の開催を予定している。第1回については、令和8年春～夏に開催すること。第2回以降については、議論の進捗状況を踏まえ開催すること。受託者においては、各開催の会議資料を作成し、WG当日の司会を行うこと。

○ WGで検討する議題は以下の通り

- 腎不全に伴う症状の緩和ケア、腎疾患、透析療法（在宅血液透析、腹膜透析、腎移植含む）等に係る最新の知見に基づいた情報（上記②）に係る検討
- 各医療機関が対応できる腎疾患に対する治療・検査の医療機関情報リストの項目や情報の収集方法等（上記③）に係る検討 等

（2）実施期間

実施通知後から令和9年3月31日までとする。

（3）補助選定予定数

本事業における選定予定数は、1法人の予定である。

#### 4. 対象経費等

本補助金は、予算の範囲内において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)などの関係法令のほか、別に定める交付要綱の定めにより交付する。

##### (1) 計画所要額

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫補助（負担）金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われるものである。なお、予算の範囲内で国庫補助が行われるものであり、補助額は計画所要額を下回ることがあるので留意すること。

なお、補助額は概ね2,200万円の予定である。

##### (2) 補助対象予定経費

諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、子ども子育て拠出金、雑役務費及び委託費

#### 5. 留意事項

(1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

(2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。

(3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。

(4) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。

(5) 本事業の成果物については、本事業を通じた正しい情報の普及を目的として、厚生労働省のホームページや厚生労働省における検討会において公表があるので留意すること。

#### 6. 応募方法

### (1) 提出書類

- ・腎不全医療に関する情報提供体制整備事業計画書（様式1）に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。また、書面審査の予定であるため、必要に応じて事業計画に関する参考となる資料があれば併せて提出すること。
- ・団体概要（様式2）
- ・事業計画書（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・その他添付資料  
定款（寄付行為）、財産目録、貸借対照表の写し、事業計画に関する参考資料

### (2) 提出先

以下のいずれかの方法により令和8年3月2日（月）17時（必着）までに提出すること。

#### ① 書面による場合

A4用紙両面刷りにより、以下の宛先まで1部送付すること。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課CKD対策係 宛

#### ② 電子媒体による場合

電子媒体（PDF）を以下のメールアドレス宛に送付すること。

メールアドレス：mhlw-disease@mhlw.go.jp

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課CKD対策係 宛

（PDFは、可能な範囲でテキスト認識可能な電子媒体で提出すること。）

### (3) 提出に当たっての注意事項

- ① 理由の如何にかかわらず、提出した応募書等を変更又は取り消すことはできない。
- ② 提出された応募書等は、当該審査以外に提出者に許可なく使用しない。
- ③ 応募書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ④ 電話やメールによる質問及び追加資料の提出を求める場合がある。
- ⑤ 虚偽の記載をした申請は無効とする。
- ⑥ 一法人当たり1件の申請を限度とし、それを超える申し込みを行った場合はすべての申請を無効とする。

- ⑦ 応募資格を満たさない法人の申請は無効とする。
- ⑧ 前記⑤～⑦までに掲げるほか、本公募要領に違反した申請は無効とする。

## 7. 採択方法

### (1) 審査の方法

採択については、がん・疾病対策課において、応募要件に該当する旨を確認した後、応募内容等を審査する。審査は、がん・疾病対策課において、本事業に関する審査委員会を設置し、審査の基準に基づき実施する。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について、書類審査及び必要に応じてメールによる質疑応答を行い、それらの評価結果を基に、事業規模と予算額とともに応募の事業内容を勘案し、最も優秀と認められる法人を選定する。なお、審査は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。

### (2) 審査の手順

審査は、原則として書面審査により行うこととし、以下の手順で実施する。

#### ① 形式審査

提出された応募書等について、がん・疾病対策課において「2. 応募の資格」への適合性について審査する。なお、「2. 応募の資格」を満たしていないものについては、②以降の審査対象から除外する。

#### ② 書類審査

審査委員会により書類審査を実施する。

#### ③ メールによる質疑応答

必要に応じて、審査委員会より申請者(代理も可)に対してメールによる質疑応答を実施する。

#### ④ 最終審査

書類審査及びメールによる質疑応答における評価等を踏まえ、審査委員会において、最終審査を実施し法人を決定する。

### (3) 審査の基準

審査の基準は以下のとおりとする。

#### ① 事務処理能力(業務遂行体制)

・事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制(国庫補助金の事務処理を含む。)、管理体制)を有しているか。

#### ② 正しい情報の収集及び公開

- ・腎疾患や緩和ケア等に関して、最新の知見に基づいた正しい情報の収集を行うことができる体制が備わっているか。また、国民に対して分かりやすいウェブサイトの構築ができる体制が備わっているか。

③ 医療機関情報リストの作成

- ・全国の腎疾患に取り組む医療機関の情報を把握の上でリストの作成をする手法が具体的に示されているか。

④ 事業内容

- ・公募要領の内容を踏まえた内容となっているか。
- ・患者が治療や受診する病院を選択する際や、医師が紹介先を選択する際に役立つ情報を提供する取組となっているか。
- ・今後の腎疾患対策に寄与する内容となっているか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、採択の可否及び国庫補助基準額について、速やかに応募法人に対して通知する。なお、採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金に関する書類の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

(5) 審査スケジュール予定

提出期間：令和8年1月29日（木）～令和8年3月2日（月）（必着）

審査期間：令和8年3月中～下旬

結果連絡：令和8年3月下旬～4月上旬

※上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがある

## 8. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課CKD対策係

電話：03-5253-1111（内2359）

メールアドレス：[mhlw-disease@mhlw.go.jp](mailto:mhlw-disease@mhlw.go.jp)